

# インドネシアの綿織物等のセーフガードについて

平成23年5月23日  
経産省繊維課通商室

## 1. SG通報の概要

4月にインドネシアから綿織物等のセーフガード措置について、WTO事務局（セーフガード委員会）に通報があったところ。SG通報の概要は以下のとおり。昨年多数の品目で関税撤廃があった中ASEANのFTAによるインドネシア国内産業への影響を懸念している産業界からのSG申請があり、今回のSG発動になった。繊維品の他には、銅線等のSGが発動している。インドネシアSGはFTA/EPAによる輸入貨物にも適用されるため、日尼EPA、AJCEPをつかって輸入された貨物にもSG課税が上乗せになる。

綿織物（以下の品目）のSG発動（2011年3月末から3年間2014年3月まで）

HS5208.11.00.00, HS5208.12.00.00, HS5208.13.00.00, HS5208.19.00.00,  
HS5208.23.00.00, HS5208.29.00.00,  
HS5209.29.00.00,  
HS5210.11.00.00,  
HS5211.11.00.00, HS5211.12.00.00,  
HS5212.11.00.00

綿織物のSG課税

課税期間	課税率	円換算参考値
SG発動の1年目	116,800 ルピア / kg	1,103 円 / kg
SG発動の2年目	109,500 ルピア / kg	1,034 円 / kg
SG発動の3年目	102,200 ルピア / kg	965 円 / kg

綿糸（HS5205,HS5206）のSG発動決定（インドネシア財務省でSG発動手続き中、発動されれば、発動日から3年間） 但し、以下の品目はSG対象外

HS5205.27.00.00, HS5205.28.00.00, HS5205.33.00.00, HS5205.34.00.00,  
HS5205.46.00.00,  
HS5206.33.00.00, HS5206.34.00.00, HS5206.44.00.00

綿糸のSG課税

課税期間	課税率	円換算参考値
SG発動の1年目	40,687 ルピア / kg	384 円 / kg
SG発動の2年目	38,144 ルピア / kg	360 円 / kg
SG発動の3年目	35,601 ルピア / kg	336 円 / kg

「ターポリン、日よけ（合成繊維製のもの）」（HS6306.12）のSG調査開始

調査開始日：2011年3月22日

SG申請団体：オレイン酸・芳香族・プラスチック産業協会

## 2. SG対象品目の日本からの輸出の状況とSGの影響

直近の過去5年間で、SG対象品となる綿織物のインドネシアへの輸出は5000万円～1億5000万円程度であり、影響は限定的と考えられる。

綿織物(SG対象品)の日本のインドネシアへの輸出実績(単位:万円)							
HS	品目	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
520811	綿織物(漂白してないもの)(綿85%以上のもの)(平織りのもので100g/m2以下のもの)					20	95
520812	綿織物(漂白してないもの)(綿85%以上のもの)(平織りのもので100g/m2超、200g/m2以下のもの)		82		862	68	1,138
520813	綿織物(漂白してないもの)(綿85%以上のもの)(3枚綾織り又は4枚綾織りのもの)		967				67
520819	その他の綿織物(漂白してないもの)(綿85%以上のもの)	564	21		879	61	356
520823	綿織物(漂白したもの)(綿85%以上のもの)(3枚綾織り又は4枚綾織りのもの)(200g/m2以下のもの)	503	336				
520829	その他の綿織物(漂白したもの)(綿85%以上のもの)(200g/m2以下のもの)	6,473	3,493	7,079	8,695	4,711	6,744
520929	綿織物(綿85%以上のもの)(200g/m2超のもの)(漂白したもの)(その他の織物)	46	101	27	4,725		
521011	綿織物(綿85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもの)のうち、200g/m2以下のもの(漂白してないもの)(平織りのもの)						183
521112	綿織物(綿85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のもの)のうち、200g/m2以上のもの(漂白してないもの)(3枚綾織り又は4枚綾織りのもの)		409				
521211	その他の綿織物(200g/m2以下のもの)(漂白してないもの)	22					
<b>綿織物SG対象品の輸出額 合計</b>		<b>7,607</b>	<b>5,410</b>	<b>7,106</b>	<b>15,162</b>	<b>4,859</b>	<b>8,584</b>

※2005～2010年で輸出実績の無いSG対象品は掲載していない。

綿糸、ターポリン・日よけ(SG対象品)の日本のインドネシアへの輸出実績(単位:万円)							
HS	品目	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
520511	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(単糸)(コムした繊維製のものを除く。)(714.29dtex以上のもの)	564	552		56		
520512	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(単糸)(コムした繊維製のものを除く。)(232.56dtex以上714.29dtex未満のもの)		52				
520514	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(単糸)(コムした繊維製のものを除く。)(125dtex以上192.31dtex未満のもの)			47			
520515	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(単糸)(コムした繊維製のものを除く。)(125dtex未満のもの)			21			
520521	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(単糸)(コムした繊維製のもの)(714.29dtex以上のもの)			864		20	
520522	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(単糸)(コムした繊維製のもの)(232.56dtex以上714.29dtex未満のもの)	347	20	280	53		
520523	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(単糸)(コムした繊維製のもの)(192.31dtex以上232.56dtex未満のもの)		30	180			
520524	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(単糸)(コムした繊維製のもの)(125dtex以上192.31dtex未満のもの)		56	788			
520531	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(マルチプルヤーン及びケーブルヤーン)(コムした繊維製のものを除く。)(構成する単糸が714.29dtex以上のもの)			732	729	602	807
520535	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(マルチプルヤーン及びケーブルヤーン)(コムした繊維製のものを除く。)(構成する単糸が125dtex未満のもの)						38
520541	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(マルチプルヤーン及びケーブルヤーン)(コムした繊維製のもの)(構成する単糸が714.29dtex以上のもの)	108					
520544	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(マルチプルヤーン及びケーブルヤーン)(コムした繊維製のもの)(構成する単糸が125dtex以上192.31dtex未満のもの)		121				33
520548	綿糸(綿95%以上のもの)(縫糸及び小売用の糸以外のもの)(マルチプルヤーン及びケーブルヤーン)(コムした繊維製のもの)(構成する単糸が83.33dtex未満のもの)						529
520612	綿糸(綿95%未満のもの)(縫糸及び小売用にしたものを除く。)(単糸)(コムした繊維製のものを除く。)(232.56dtex以上714.29dtex未満のもの)		128				
520613	綿糸(綿95%未満のもの)(縫糸及び小売用にしたものを除く。)(単糸)(コムした繊維製のものを除く。)(192.31dtex以上232.56dtex未満のもの)	66					
520614	綿糸(綿95%未満のもの)(縫糸及び小売用にしたものを除く。)(単糸)(コムした繊維製のものを除く。)(125dtex以上192.31dtex未満のもの)	111	100				
520622	綿糸(綿95%未満のもの)(縫糸及び小売用にしたものを除く。)(単糸)(コムした繊維製のもの)(232.56dtex以上714.29dtex未満のもの)	53				1,116	36
520624	綿糸(綿95%未満のもの)(縫糸及び小売用にしたものを除く。)(単糸)(コムした繊維製のもの)(125dtex以上192.31dtex未満のもの)	22	126		95		
綿糸SG対象品の輸出額 合計		1,272	1,185	2,912	934	1,738	1,443
630612	ターポリン及び日よけ(合成繊維製のもの)	61		144			

直近の過去5年間で、SG対象品となる綿糸のインドネシアへの輸出は900万円～3000万円程度であり、影響は限定的と考えられる。また、SG調査中の「ターポリン・日よけ」については、ほとんど輸出実績が無い状況。

参考：インドネシアへの繊維輸出の推移（単位：億円）

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
原料	61	59	79	84	79	105
糸	26	25	34	34	23	29
織物類	38	36	35	35	25	31
衣類	1	1	1	1	1	1
二次製品	43	39	40	43	34	47
合計	169	159	188	197	162	213

インドネシアへの織物輸出については、現地での海外縫製による衣類の持ち帰りオペレーションが行われていることが暫8関係資料から確認できており、またインドネシアでの保税制度を利用した衣類の持ち帰りオペレーションも行われているとの情報もある。

（保税制度によるSG対象品目のインドネシアの輸入については、SG課税をしないように現在インドネシア政府とJETROが協議中。）

参考：暫8利用によるインドネシアからの衣類輸入額推移（単位：億円）

年度	暫8適用された世界からの衣類輸入額	暫8適用されたインドネシアからの衣類輸入額	インドネシアの暫8利用の割合
2005	5,404	29	0.5%
2006	5,778	34	0.6%
2007	5,784	32	0.6%
2008	5,273	14	0.3%

今回SG対象とされた繊維品の日本からの輸出や、SG対象の綿織物を用いたインドネシアでの縫製衣類の持ち帰りオペレーションへの影響は規模が小さいため限定的と推測されるが、インドネシアにおけるSG対象品目が今後も広がる可能性もあり、動向を注視する必要がある。

< 参考：綿織物 S G 措置の和訳 >

綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入に対する  
セーフガード措置関税課税に関する財務大臣規程 No. 58/PMK. 011/2011

唯一神のご加護により、

財務大臣は、

- a. インドネシア貿易安全委員会の調査の結果に基づき、綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入品の急増が起き、国内産業に深刻な損害を及ぼしていることが判明したこと、
- b. a の調査結果のフォローアップとして、商業大臣が 2010 年 12 月 20 日付のレター No. 1852/M-DAG/SD/12/2010 を通じ、綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入品の急増が起き、国内産業に深刻な損害を及ぼしていることにかかるセーフガード措置関税の課税の提案を行ったこと、
- c. 輸入急増による国内産業のセーフガード措置に関する大統領令 2002 年 84 号の第 21 条の規定に基づき、セーフガード措置は財務大臣が関税の形でこれを定めることができること、
- d. a, b, c を考慮し、さらに関税に関する法律 1995 年 10 号及びその改正である法律 2006 年 17 号の第 23D 条(2)項の規定の実施の枠組みにおいて、綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入に対するセーフガード措置関税課税に関する財務大臣規程を定める必要があること、

を考慮し、

1. 世界貿易機関 (WTO) 設立協定承認に関する法律 1994 年 7 号(官報 1994 年 57 号、官報追記 3564 号)
2. 関税に関する法律 1995 年 10 号(官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号)及びその改正である法律 2006 年 17 号(官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号)
3. 輸入急増による国内産業のセーフガード措置に関する大統領令 2002 年 84 号(官報 2002 年 133 号)
4. 大統領令 2010 年 56/P 号

を鑑み、

1. 綿織物(漂白したもの、漂白していないもの) HS No. 5208. 11. 00. 00, 5208. 12. 00. 00, 5208. 13. 00. 00, 5208. 19. 00. 00, 5208. 23. 00. 00, 5208. 29. 00. 00, 5209. 29. 00. 00, 5210. 11. 00. 00, 5211. 11. 00. 00,

5211.12.00.00, 5212.11.00.00 に対するセーフガード措置関税課税提案に関する 2010 年 12 月 20 日付けの商業大臣レターNo. 1852/M-DAG/SD/12/2010 及び、綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)、鉄又は非合金鋼の線、亜鉛めっき鉄線、鋼索のセーフガード措置関税課税を除外される発展途上国リストに関する 2011 年 1 月 17 日付商業省事務次官レターNo. 51/M-DAG/SD/1/2011

2. 綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)にかかるセーフガード措置のための調査結果に関するインドネシア貿易安全委員会報告書

に留意し、

以下を決定した：

綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入に対するセーフガード措置関税課税に関する財務大臣規程を定める。

#### 第 1 条

- (1) 綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の形での輸入品に対し、セーフガード措置関税を課税する。
- (2) (1)項に規定の綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の形での輸入品は下記から構成される：
  - a. 平織りの綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、漂白していおらず、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラム以下のもので、HS 番号 5208.11.00.00
  - b. 平織りの綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、漂白していないもので、重量が 1 平方メートルにつき 100 グラム以上 200 グラムまでのもので、HS 番号 5208.12.00.00
  - c. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、漂白していないもので、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、3 枚綾織り又は 4 枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもので、HS 番号 5208.13.00.00
  - d. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、漂白していないもので、平織り、3 枚綾織り、4 枚綾織り、破れ斜文織り以外のもので、HS 番号 5208.19.00.00
  - e. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、漂白したもので、3 枚綾織り又は 4 枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもので、HS 番号 5208.23.00.00
  - f. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、漂白したもので、平織り、3 枚綾織り、4 枚綾織り、破れ斜文織り以外のもので、HS 番号 5208.29.00.00
  - g. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%以上で、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、漂白したもので、平織り、3 枚綾織り、4 枚綾織り、破れ斜文織り以外のもので、HS 番号 5209.29.00.00

- h. 平織りの綿織物で、綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下のもので、漂白していないもので、HS 番号 5210. 11. 00. 00
- i. 平織りの綿織物で、綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるもので、漂白していないもので、HS 番号 5211. 11. 00. 00
- j. 綿織物、綿の重量が全重量の 85%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維のものうち、重量が 1 平方メートルにつき 200 グラムを超えるもので、3 枚綾織り又は 4 枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のもので、HS 番号 5211. 12. 00. 00
- k. HS 番号 5208、5209、5210、5211 以外のその他の綿織物で重量が 1 平方メートルにつき 200 グラム以下、漂白していないもので、HS 番号 5212. 11. 00. 00

## 第 2 条

第 1 条に規定のセーフガード措置関税は、下記の条件により 3 年間課税される：

No	期間	セーフガード措置関税
1	1 年目、本財務大臣規程法制化の日から 1 年間	Rp. 116, 800/kg
2	2 年目、1 年目の終了日から 1 年間	Rp. 109, 500/kg
3	3 年目、2 年目の終了日から 1 年間	Rp. 102, 200/kg

## 第 3 条

第 1 条に規定のセーフガード措置関税は、本財務大臣規程と切り離すことのできない一部である添付に記載の国で生産された綿織物（漂白したもの、漂白していないもの）を除き、すべての国からの輸入に対して課税される。

## 第 4 条

- (1) 第 1 条に規定のセーフガード措置関税の課税は下記となる：
  - a. 一般関税（最恵国）の追加分
  - b. 輸入が国際物品貿易条約スキームに含まれる国からのもので、当該スキームの規定を満たしている場合、有効な国際物品貿易条約スキームに基づく特惠関税の追加分
- (2) 国際物品貿易条約スキームの規定を満たしていない場合、(1) 項 b に規定の国際物品貿易条約スキームに含まれる国からの輸入にかかるセーフガード措置関税の課税は、一般関税（最恵国）の追加分となる。

## 第5条

第3条に規定のセーフガード措置関税の課税から除外される国に由来し、第4条(1)項に規定のインドネシアとの物品貿易条約を有する国に由来する綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の形での輸入品の場合、輸入業者は原産地証明書を提出する義務を負う。

## 第6条

第2条に規定のセーフガード措置関税の関税に関する規定は、本財務大臣規程発効日以降搬入港の税関事務所で輸入申告書類に登録番号を取得した物品の輸入に対し、完全にこれが適用される。

## 第7条

1. 本大臣規程は法制化の日から有効となる。
2. 本大臣規程は、発効日から3年間有効。

すべての人に知らしめるため、本大臣規程をインドネシア共和国官報に記載する。

2011年3月23日、ジャカルタにて制定  
財務大臣

アグス D.W. マルトワルドヨ

2011年3月23日  
法務人権大臣  
パトリアリス・アクバル

インドネシア共和国官報2011年163号

本資料は、インドネシア財務大臣規程（原文はインドネシア語）を参考までにジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したものです。定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入に対するセーフガード措置関税  
課税に関する財務大臣規程 No. 58/PMK. 011/2011

添付

綿織物(漂白したもの、漂白していないもの)の輸入に対する  
セーフガード措置関税課税が除外される国のリスト

No	国名	No	国名
1	アルバニア	34	エジプト
2	アンゴラ	35	エルサルバドル
3	アンティグア・バーブーダ	36	フィジー
4	アルゼンチン	37	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
5	アルメニア	38	ガボン
6	バーレーン王国	39	グルジア
7	バングラデシュ	40	ガーナ
8	バルバドス	41	グラナダ
9	ベリーズ	42	グアテマラ
10	ベナン	43	ギニア
11	ボリビア	44	ギニアビサウ
12	ボツワナ	45	ガイアナ
13	ブラジル	46	ハイチ
14	ブルネイダルサラーム	47	ホンジュラス
15	ブルキナファソ	48	インド
16	ブルンジ	49	ジャマイカ
17	カンボジア	50	ヨルダン
18	カメルーン	51	ケニア
19	カーボベルデ	52	クウェート
20	中央アフリカ共和国	53	キルギス共和国
21	チャド	54	レソト
22	チリ	55	マカオ
23	コロンビア	56	マダガスカル
24	コンゴ	57	マラウイ
25	コスタリカ	58	モルジブ
26	コートジボワール	59	マリ
27	クロアチア	60	モーリタニア
28	キューバ	61	モーリシャス
29	コンゴ共和国	62	メキシコ
30	ジブチ	63	モルドバ
31	ドミニカ	64	モンゴル
32	ドミニカ共和国	65	モロッコ
33	エクアドル	66	モザンビーク

No	国名	No	国名
67	ミャンマー	88	ソロモン諸島
68	ナミビア	89	南アフリカ
69	ネパール	90	スリランカ
70	ニカラグア	91	スリナム
71	ニジェール	92	スワジランド
72	ナイジェリア	93	タンザニア
73	オマーン	94	タイ
74	パキスタン	95	ガンビア
75	パナマ	96	トーゴ
76	パプアニューギニア	97	トンガ
77	パラグアイ	98	トリニダード・トバゴ
78	ペルー	99	チュニジア
79	フィリピン	100	ウガンダ
80	カタール	101	ウクライナ
81	ルワンダ	102	アラブ首長国連邦
82	セントキッツ・ネイビス	103	ウルグアイ
83	セントルシア	104	ベネズエラ (ベネルエラ・ポリバル共和国)
84	セントビンセント・グレナディーン	105	ベトナム
85	サウジアラビア	106	ザンビア
86	セネガル	107	ジンバブエ
87	シエラレオネ		

財務大臣

アグス D.W. マルトワルドヨ